

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
欠席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
欠席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
欠席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
欠席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 令和3年1月20日(月)
	午前9時00分から午前9時20分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(10人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(5人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請
日程第 3 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請	
日程第 4 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	
日程第 5 専決報告	
1. 農地法第3条の3の規定による届出	
2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	
3. 現況証明願	
日程第 6 報 告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
2. 農地改良届出書	
日程第 7 そ の 他	
6. 農業委員会事務局職員(3人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 若松孝志 主事 溝口雅也	
である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、只今より、令和3年1月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。	
会長さん宜しくをお願いします。	

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中10名で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号13番 辻 義 則 委員 議席番号14番 沖 龍 彦 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 987 1517 1379"> <tr> <td>議案第27号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第28号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>決定第10号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地改良届出書</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請	9件	議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請	5件	決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	8件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	12件		2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	2件		3. 現況証明願	2件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	8件		2. 農地改良届出書	1件
議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請	9件																							
議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請	5件																							
決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	8件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	12件																							
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	2件																							
	3. 現況証明願	2件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	8件																							
	2. 農地改良届出書	1件																							
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から9番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、9件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																								
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第27号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																								

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請 9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和23年に名古屋市にてミシン部品の製造会社として法人化し、現在では自動車関連部品、電子機器、空調関連機器、医療機器などを取り扱っております。平成10年には佐屋工場を開設し、金属加工製品を製作しています。年々事業を順調に拡大しており、取り扱う資材や製品も増加し、保管する場所の確保が困難になってきました。現在は、工場横の荷下ろしスペースを利用しておりますが、車両が往来する中で資材を運んでおり、とても危険な状態です。そこで、本社近くで利用できる土地を探しましたが、なかなか適した土地を見つけることができず、ようやく申請地を見つけることができました。近隣耕作地への影響も少ないものと思われまます。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は岡崎市にて夫婦と子1人の3人で生活しております。申請地の隣地を居住するために購入しましたが、駐車スペースがなく困ってました。そこで、適当な土地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、あきらめかけていたところ、隣地を譲ってもらえることとなりました。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地である農地を自宅敷地として利用してました。深く反省しております。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の借家にて夫婦で生活しております。家財道具が増えるにつれて、現在の住まいでは手狭になってきたため、戸建て住宅の建築を計画しました。申請者夫婦は不動産を所有していないため、不動産屋をあたり雑種地や既存宅地を探しましたが、条件に合う土地を見つけることができませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p>

事務局	<p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の借家にて夫婦と子2人の4人で生活しております。子どもの成長に伴い家財道具が増え、現在の住まいでは手狭になってきたため、戸建て住宅の建築を計画しました。申請者夫婦は不動産を所有していないため、本家の父に相談したところ、父が所有する本家所有の土地を使って建築してはどうかと勧められました。ただし、宅地の敷地だけでは接道がなく、建築することができず、農地である申請地も一体利用すれば建築できることがわかりました。また、建築地だけでは敷地が足りず、庭敷地として利用するためにも申請地が必要です。なお、許可を受けることなく申請地である農地を自宅敷地として利用していました。深く反省しております。今般の申請にて、申請地を借り受け、通路兼庭敷地を設置する計画です。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、令和2年に愛西市赤目町で会社を設立し、生鮮食料品の加工等を営んでいます。現在、申請地の隣地に工場の建築を計画しておりますが、工事用の駐車場、残土置場、資材置場、現場事務所が必要です。ただし、周辺では資材置場を借りることができず、大変困っておりました。幸い、隣地である申請地を借り受けることができました。今回の申請にて、申請地を借り受け、鉄板を敷いて資材置場として一時的に利用する計画です。</p> <p>以上、5件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第28号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から8番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第10号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から8番、全体筆数は41筆、面積は41,136㎡です。1番から6番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、6名の方々が借り受けております。その他7番から8番までは相対の利用権設定で1名の方が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、です。愛知県知事同意は令和2年12月25日、愛知県農業振興基金同意は令和2年12月28日、公告年月日は令和3年1月29日、契約開始年月日は令和3年2月1日となっております。権利の内容は、賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 10号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>（専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、12件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、2件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、8件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、1月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時20分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和3年1月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 13番委員 辻 義 則

議事録署名者

議席番号 14番委員 沖 龍 彦